

証券コード 7717
2025年6月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
株式会社 ブイ・テクノロジー
代表取締役 杉 本 重 人
社長執行役員

第28回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第28回定時株主総会開催を下記のとおりご通知いたします。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト「第28回定時株主総会招集ご通知」及び「第28回定時株主総会招集ご通知に際しての交付書面非記載事項」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.vtec.co.jp/ja/ir/stockinfo/meeting.html>

また、上記のほか、下記のウェブサイトにも掲載しております。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスのうえ、銘柄名（ブイ・テクノロジー）又は証券コード（7717）をご入力して検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、いずれの場合も、2025年6月25日（水曜日）午後5時50分までに到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます。（3ページ記載の「事前の議決権行使のご案内」を併せてご覧ください）。

- ・議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
横浜ビジネスパーク ウェストタワー 7階 大会議室
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項 1. 第28期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第28期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

以 上

◎ 交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面より除いております。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

[事業報告]財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、株式の状況、新株予約権等の状況、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[連結計算書類]連結株主資本等変動計算書、連結注記表

[計算書類]株主資本等変動計算書、個別注記表

[監査報告]連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事前の議決権行使のご案内



郵送による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時50分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全賛賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全賛反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。



インターネットによる議決権行使

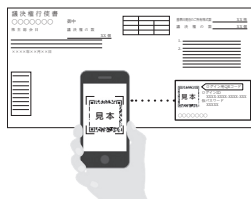
議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時50分入力完了分まで

ログイン用QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のログイン用QRコードを読み取ってください。



- ② 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- ① 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ② ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」
をクリック

- ③ 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(機関投資家の皆様へ)

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様ご負担となります。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の概況

当連結会計年度における世界の経済情勢について、2025年3月以降の米国の外交政策や貿易・関税政策の大きな変化や、米中間の緊張の更なる高まり等から、先行きへの不透明感が急速に高まっています。米国では、雇用や小売り等の面で堅調さが確認されたものの、経済全体としてはやや減速しており景気悪化への懸念が強まっています。中国では、景気刺激策や駆け込み輸出等から好調だったものの、物価の低迷が続いています。欧州では、国別に濃淡があるものの、金融緩和が進む中で景気はやや拡大しました。わが国の経済は、設備投資が堅調な中で緩やかに回復しました。

当連結会計年度の当社グループの連結業績につきましては、売上高は461億8千2百万円（前期売上高373億3千5百万円）、営業利益は18億2千1百万円（前期営業利益8億4千6百万円）、経常利益は18億9千1百万円（前期経常利益11億1千2百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億円（前期親会社株主に帰属する当期純利益7億7千8百万円）となりました。

当連結会計年度の当社グループの受注金額は、527億4千7百万円（前期377億8千8百万円）となりました。この結果、当連結会計年度末の受注残高は436億6千4百万円（前期371億円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、次のとおりであります。
(FPD装置事業)

フラットパネルディスプレイ(FPD)装置事業においては、パネル市況の回復等から、設備投資が想定を上回り回復しました。当連結会計年度の当社グループのFPD装置事業の受注金額は347億1千6百万円（前期202億5千3百万円）、受注残高は248億7百万円（前期198億9千9百万円）となりました。また、当連結会計年度の当社グループのFPD装置事業の連結業績につきましては、売上高は298億9百万円（前期222億5千8百万円）、営業利益は9億1千2百万円（前期営業損失2千5百万円）となりました。

(半導体・フォトマスク装置事業)

半導体・フォトマスク装置事業においては、最終製品の需要回復が鈍い中、AI関連は堅調に推移しました。その結果、関連する設備投資は想定を下回る水準で推移しました。当連結会計年度の当社グループの半導体・フォトマスク装置事業の受注金額は165億6千2百万円（前期165億1千万円）、受注残高は188億5千7百万円（前期172億円）となりました。また、当連結会計年度の当社グループの半導体・フォトマスク装置事業の連結業績につきましては、売上高は149億5百万円（前期140億5千2百万円）、営業利益は12億4千2百万円（前期12億3千4百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は11億7千2百万円であり、その主なものはサーバー設備及びPCであります。なお、金額には自社利用ソフトウェアの購入等による無形固定資産の取得1億円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものはありません。

(2) 重要な事業再編等の状況

当社子会社の株式会社アイテックは、2024年4月に株式会社クリマ・ソフトを株式取得により子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

当社子会社の株式会社ナノシステムソリューションズは、2024年8月にエイチエスティ・ビジョン株式会社を株式取得により子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

(3) 親会社及び重要な子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
V Technology Korea Co., Ltd.	(単位：WON) 598百万	100.0%	韓国における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
V Technology Taiwan Co., Ltd.	(単位：NTD) 18,550千	100.0%	台湾における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
Kunshan V Technology Co., Ltd.	(単位：人民元) 11,074千	100.0%	中国における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
VETON TECH LIMITED	(単位：人民元) 2,795千	100.0%	中国における当社製品の受注営業及び新規事業開拓
オー・エイチ・ティー(株)	(単位：円) 420百万	100.0%	各種電気検査装置の企画・開発・製造・販売
(株)ブイ・イー・ティー	(単位：円) 490百万	100.0%	次世代蒸着マスクの製造
(株)ナノシステムソリューションズ	(単位：円) 90百万	100.0%	半導体製造装置、検査装置、光学関連機器及び画像解析機器の開発・製造・販売

(4) 対処すべき課題

① 経営環境

当連結会計年度における世界経済は、2025年3月以降の米国による外交、貿易及び関税政策の動向並びに米中間の地政学的緊張の高まりを背景に、先行きが不透明な状況が継続しました。米国においては、雇用や個人消費を中心に堅調な動きが見られたものの、全体としては景気後退への懸念が根強く残りました。中国では、財政及び金融両面からの景気刺激策により小売売上高は回復基調を示したものの、物価の低迷が続き、デフレ懸念が高まりました。欧州においては、国別に経済状況のばらつきが見られる中、金融緩和の進展により景気は緩やかに拡大しました。国内経済においては、企業の設備投資が堅調に推移し、全体として緩やかな回復基調が継続しました。

② 中長期的な成長に向けた取り組み

当社グループは、独自の技術開発に加え、M&Aや他社との協業により、半導体やディスプレイといった電子デバイスの製造に不可欠で付加価値の高い製品やサービスをお客様にお届けしております。また、デバイス製造の上流から下流に至る様々な工程に向け、多角的な製品展開を進めることで事業の規模の拡大を実現しています。

また、市況の急変に機動的に対応できる生産体制を整えることで、持続的かつ安定的な成長を図る取り組みを行うと共に、成長が期待できる電子デバイス分野とは異なる市場での新しい事業の立上げにも挑戦しています。

③ 主な取組み

ア. 事業組織の概要

当社は、連続的かつ迅速なオペレーション及びマーケティング活動を通じて顧客満足度の向上と関係性の深化を図ることを基本方針としております。この方針のもと、当社及びグループ各社間で重要課題を共有し、連携体制を強化することで、顧客に対するソリューションの迅速な提供を実現してまいります。

製品の性能・品質に加え、コストや納期面でも特定部材や企業への依存を避けた生産体制を構築し、顧客の期待に応えるべく社内体制の最適化を進めています。その一環として、当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、リスク管理、情報セキュリティ及びコンプライアンスを所管する委員会を新たに設置いたしました。これにより、事業の持続的な成長及び拡大を効果的に支えるための管理機能の強化を図っております。

イ. 半導体分野での取組み

半導体・フォトマスク装置事業の分野では、アドバンスドパッケージ分野に注力しており、特に露光技術（Direct Imaging）や電気検査技術（O/S検査）の開発を進め、新製品を市場に投入いたしました。フォトマスクの検査・測定技術や、シリコンウェハの検査技術の開発を進め、昨年発売した3つの新製品については市場浸透が進み、販売実績も好調に推移しております。

また、半導体用のウェットプロセス及び真空プロセス装置を幅広く手掛けるジャパנקリエイト株式会社については、同社の持つ多様な顧客への販売実績と独自性の高い製品ラインナップを活用し、半導体の後工程から先進半導体パッケージ分野における製品企画及び受注活動を一段と活発化させています。

ウ. FPD分野での取組み

FPD装置事業の分野について、市場は一定規模感で推移すると見込み中、高シェア製品のさらなる差別化やコストダウンを進めております。また、高精細な蒸着マスクの受注に成功し、中小型OLED分野での部材ビジネスが着実に進展しています。

一方、FPD市場は成熟化が進み、大幅な成長が見込みにくい状況の中、有機EL照明における大型パネル関連の事業及び、現地顧客による

内製化が急速に進んだ中小型OLEDのサルベージ（良品化）事業については、整理縮小を進め、事業規模の最適化を図ります。

エ．農業分野及びIT分野での取組み

農業分野について、国内市場における販売が進展し、当社ブランド「Vトマト」の認知度は、2024年のJPCA Showへの出展や、全国各地の大規模小売店舗における販売活動を通じて着実に向上しております。一方で、需要の不安定化や中国における気候温暖化の影響、並びに国内農業拠点の一部における固定費の上昇等を背景に、収益性の改善を図るべく、生産体制の合理化及び生産品種の見直しを進めております。

IT事業におきましては、2024年4月に株式会社クリマ・ソフトを当社子会社である株式会社アイテックの傘下に組み入れ、国内におけるソフトウェア関連ビジネスの拡大を推進しております。また、両社は当社グループにおける装置生産体制の強化及びDXの推進において、重要な役割を担っております。

オ．研究開発の取組み

研究開発拠点としてYRPイノベーションセンターを設立、半導体関係装置の生産拠点の機能だけではなく、これまで分散していた開発機器を集結し、エンジニアが直接装置に触れることで、机上では得られない貴重なノウハウ取得や発想の転換から新製品につながるイノベーションを生み出します。

また、開発成果を自社生産へ迅速に展開すると同時に、製品設計の共通化等を進めることで製造コストの削減や短納期化、品質の向上を実現させるなど、製品競争力の向上に向けた取り組みを重ねています。

カ．生産の取組み

当社は、需要の変動に機動的に対応するため、製品の生産においては「ファブレス」を基本方針としており、国内外の協力会社への製造委託を行っております。特に、装置サイズが大きく、生産に広大なスペースを要するFPD装置事業においては、すべての製品を協力会社にて製造しております。

一方、半導体及びフォトマスク装置事業においては、市場投入初期の製品や収益性の高い製品について、当社YRPイノベーションセンターにて製造を行い、それ以外の製品については協力会社に製造を委託する体制を採用しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の現況

会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	杉本 重人	(株)ブイ・イー・ティー 取締役 V-Tech Shining Color Technology (Kunshan) Co., Ltd. 董事長
取締役 専務執行役員	神澤 幸宏	管理本部長 経営企画室長 生産本部長兼本部長 V Investment China Co., Ltd. 董事長 VETON TECH LIMITED 董事長 Kunshan V Technology Co., Ltd. 董事長 V-Technology (Shanghai) Human Resource Management Co., Ltd. 董事長
** 取締役	城戸 淳二	国立大学法人山形大学 特任教授（フェロー） (株)ベジア 代表取締役社長 ユウロビウム(株) 代表取締役社長 アイメディコ(株) 代表取締役 South China Technology of University, State Key Laboratory of Luminescent Materials and Devices 研究教授
** 取締役	西村 豪人	MIRAI経営戦略研究所 代表
** 取締役	立山 純子	第一中央法律事務所 弁護士 ムラキ(株) 社外監査役
常勤監査役	中原 有庸	
監査役	住田 勲勇	
*** 監査役	阿比留 修	
*** 監査役	千葉 繁樹	

- (注) 1. **印の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. ***印の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. **印及び***印の各氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役中原有庸氏、監査役阿比留修氏及び監査役千葉繁樹氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
- ・監査役中原有庸氏は、財務会計部門における長年の経歴を有しております。
 - ・監査役阿比留修氏は、金融機関での内部監査経験を有しております。
 - ・監査役千葉繁樹氏は、経営企画部門における長年の経歴を有しております。
5. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
- ・取締役城戸淳二氏は、国立大学法人山形大学特任教授（フェロー）であります。当社グループは、研究開発の一部を国立大学法人山形大学城戸研究室へ委託しており、当該研究の実施に必要な費用として国立大学法人山形大学に支払った当社グループ全体の委託費用は、過去3年間で年平均6百万円（消費税除く）ですが、これは2023年事業年度における国立大学法人山形大学の経常収益の額（47,115百万円）の0.01%に相当する額であり、極めて僅少であります。
 - ・(株)ベジア、ユウロビウム(株)、アイメディコ(株)、South China Technology of University、MIRAI経営戦略研究所、第一中央法律事務所及びムラキ(株)と当社との間には特別の関係はありません。
6. 2024年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、取締役天日和田仁氏及び監査役宇田賢一氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しており、決定方針は指名・報酬委員会に諮問し答申内容を踏まえて決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であることや、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 報酬に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務担当の状況を勘案して、監査役の協議により決定しております。

イ. 基本報酬に関する方針

(報酬等の付与時期や条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当事業年度の報酬についてはその事業年度の6月に取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。社外取締役については、あらかじめ定められた定額の固定報酬が基本報酬であり、その事業年度の6月の取締役会において改めて決定され、月毎に現金報酬として支給しております。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

当社では業績連動報酬等は導入しておりません。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

(報酬等の付与時期や条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、2020年6月25日開催の第23回定時株主総会に基づき、取締役3名を対象に導入した株式報酬制度を指します。当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬制度であり、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時と定めております。

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、各役位に応じたポイントを付与しております。取締役は原則としてその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、付与を受けたポイントの数に応じて、当社株式の交付を信託から行われることになっております。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2021年3月末日に終了する事業年度から 2025年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

オ. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とし、任意の指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会（カ.の委任を受けた代表取締役兼社長執行役員）は任意の指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとしております。

	基本報酬	非金銭報酬
代表取締役	83.0%	17.0%
取締役	87.0%	13.0%

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役兼社長執行役員である杉本重人がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額としております。代表取締役兼社長執行役員に委任をした理由は、当社を取り巻く環境及び経営状況等を最も熟知しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役兼社長執行役員によって適切に行使されるよう、任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役兼社長執行役員は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。なお、株式報酬は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき支給しております。

キ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役	229	198	31	6
(うち社外取締役)	(26)	(26)	(－)	(3)
監査役	28	28	－	5
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(－)	(3)
合計	258	226	31	11
(うち社外役員)	(38)	(38)	(－)	(6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会において、年額5億円（うち社外取締役分年額4千万円以内）以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は1名）です。また、取締役の報酬総額には、2024年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は2名）です。また、監査役の報酬総額には、2024年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役は1名）を含んでおります。
3. 社内取締役の非金銭報酬は、2020年6月25日開催の第23回定時株主総会において、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会において決議いただきました取締役の報酬限度額（年額5億円（うち社外取締役分年額4千万円以内）以内。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。）とは別枠であるとの決議をいただいております。当該株主総会終結時の社内取締役の員数は、3名です。概要に関しては、「エ. 非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

- 記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	65,392	流 動 負 債	24,263
現 金 及 び 預 金	26,671	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,918
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	19,786	電 子 記 録 債 務	3,330
電 子 記 録 債 権	265	短 期 借 入 金	1,295
商 品 及 び 製 品	679	1年内返済予定の長期借入金	5,691
仕 掛 品	10,707	未 払 金	556
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,109	未 払 法 人 税 等	660
そ の 他	3,500	前 受 金	5,037
貸 倒 引 当 金	△327	賞 与 引 当 金	430
固 定 資 産	7,808	製 品 保 証 引 当 金	695
有 形 固 定 資 産	3,859	受 注 損 失 引 当 金	101
建 物 及 び 構 築 物	1,777	そ の 他	1,543
機 械 装 置	273	固 定 負 債	15,356
工 具 器 具 備 品	722	長 期 借 入 金	14,254
土 地	493	繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	503	退 職 給 付 に 係 る 負 債	503
そ の 他	89	資 産 除 去 債 務	173
無 形 固 定 資 産	712	株 式 給 付 引 当 金	353
の れ ん	525	そ の 他	71
特 許 権	13	負 債 合 計	39,619
そ の 他	173	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,235	株 主 資 本	32,384
関 係 会 社 株 式	837	資 本 金	2,847
投 資 有 価 証 券	1,046	資 本 剰 余 金	2,503
繰 延 税 金 資 産	821	利 益 剰 余 金	29,512
そ の 他	583	自 己 株 式	△2,479
貸 倒 引 当 金	△53	その他の包括利益累計額	1,115
資 産 合 計	73,201	その他有価証券評価差額金	30
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,085
		非 支 配 株 主 持 分	81
		純 資 産 合 計	33,581
		負 債 純 資 産 合 計	73,201

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,182
売上原価		34,052
売上総利益		12,130
販売費及び一般管理費		10,308
営業利益		1,821
営業外収益		
受取利息及び配当金	76	
違約金収入	73	
補助金収入	58	
受贈益	123	
為替差益	128	
その他	56	517
営業外費用		
支払利息	130	
持分法による投資損失	309	
その他	7	447
経常利益		1,891
特別利益		
固定資産売却益	97	97
特別損失		
固定資産除却損失	45	
減損損失	560	605
税金等調整前当期純利益		1,383
法人税、住民税及び事業税	907	
法人税等調整額	△125	781
当期純利益		602
非支配株主に帰属する当期純損失		198
親会社株主に帰属する当期純利益		800

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,503	流 動 負 債	17,344
現 金 及 び 預 金	16,611	支 払 手 形	39
電 子 記 録 債 権	376	買 掛 金	3,475
売 掛 金	13,019	電 子 記 録 債 務	3,275
商 品 及 び 製 品	4	短 期 借 入 金	50
仕 掛 品	5,796	1年内返済予定の長期借入金	4,718
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,818	リ ー ス 債 務	4
前 払 渡 金	441	未 払 金	360
前 払 費 用	76	未 払 法 人 税 等	61
関係会社短期貸付金	2,850	前 受 り 金	3,398
未 収 入 金	1,486	賞 与 引 当 金	59
未 収 消 費 税 等	1,133	製 品 保 証 引 当 金	168
そ の 他 の 貸 倒 引 当 金	205	受 注 損 失 引 当 金	438
	△315	そ の 他 の 固 定 負 債	155
固 定 資 産	13,412		834
有 形 固 定 資 産	2,466	固 定 負 債	12,567
建 物	1,378	長 期 借 入 金	11,922
構 築 物	50	リ ー ス 債 務	15
機 械 装 置	6	退 職 給 付 引 当 金	294
船 舶	31	株 式 給 付 引 当 金	318
車 両 運 搬 具	4	資 産 除 去 債 務	15
工 具 器 具 備 品	542		
土 地	431	負 債 合 計	29,912
リ ー ス 資 産	19	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	3	株 主 資 本	27,974
無 形 固 定 資 産	97	資 本 金	2,847
ソ フ ト ウ ェ ア	47	資 本 剰 余 金	2,503
著 作 権	50	資 本 準 備 金	2,503
投 資 そ の 他 の 資 産	10,848	利 益 剰 余 金	25,101
関 係 会 社 株 式	8,840	そ の 他 利 益 剰 余 金	25,101
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	6,106	別 途 積 立 金	1,300
投 資 有 価 証 券	1,036	繰 越 利 益 剰 余 金	23,801
繰 延 税 金 資 産	810	自 己 株 式	△2,479
そ の 他 の 貸 倒 引 当 金	215	評 価 ・ 換 算 差 額 等	29
	△6,159	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29
資 産 合 計	57,916	純 資 産 合 計	28,004
		負 債 純 資 産 合 計	57,916

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	30,694
売 上 原 価	23,448
売 上 総 利 益	7,246
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,137
営 業 利 益	108
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,087
為 替 差 益	98
そ の 他	231
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	89
貸 倒 引 当 金 繰 入	540
そ の 他	2
経 常 利 益	893
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	19
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	43
減 損 損 失	201
関 係 会 社 株 式 評 価 損	394
税 引 前 当 期 純 利 益	273
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	296
法 人 税 等 調 整 額	△272
当 期 純 利 益	248

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

当社は、将来の事業拡大や経営基盤強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、配当の安定性・継続性を考慮のうえ、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。上記の基本方針及び当期業績等を勘案し、第28期の期末配当金は、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円 総額382,906,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日（金曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役への権限委任に関する規定の新設等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略) 第2章 株式 第5条～第8条 (条文省略) 第9条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第10条 (株式取扱規則) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第11条 (基準日) 条文省略 第3章 株主総会 第12条 (招集) 条文省略 第13条 (招集権者及び議長)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり) 第2章 株式 第5条～第8条 (現行どおり) 第9条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</u> 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第10条 (株式取扱規則) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u> 第11条 (基準日) 現行どおり 第3章 株主総会 第12条 (招集) 現行どおり 第13条 (招集権者及び議長)

現行定款	変更案
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第14条～第16条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 第17条（取締役会の設置） 条文省略 第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は<u>10</u>名以内とする。 （新設） 第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。 第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） <u>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （新設） 第21条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役</u>を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。	株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第14条～第16条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 第17条（取締役会の設置） 現行どおり 第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は<u>7</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする</u> 第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。 第20条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第21条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

現行定款	変更案
第22条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第25条～第26条（条文省略） （新設） 第27条（取締役会規程） 条文省略 第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第29条（取締役の責任免除） 条文省略 第5章 監査役及び監査役会 第30条（監査役及び監査役会の設置） 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u> 第31条（監査役の数） <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u> 第32条（監査役の選任）	第22条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じて、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u> 2. <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第25条～第26条（現行どおり） <u>第27条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条（取締役会規程） 現行どおり 第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第30条（取締役の責任免除） 現行どおり 第5章 監査等委員会 第31条（監査等委員会の設置） 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u> （削除） （削除）

現行定款	変更案
<u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>第33条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> <u>第34条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第35条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>第36条（監査役会の決議）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u> <u>第37条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>第38条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>第39条（監査役の責任免除）</u>	(削除) 第32条（常勤監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> 第33条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 第34条（監査等委員会の決議） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> 第35条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除) (削除)

現行定款	変更案
当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 会計監査人 第40条（会計監査人の設置） 条文省略 第41条（会計監査人の選任） 条文省略 第42条（会計監査人の任期） 条文省略 第43条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計算 第44条（事業年度） 条文省略 第45条（期末配当金） 条文省略 第46条（中間配当金） 条文省略 第47条（除斥期間） 条文省略 (新設)	第6章 会計監査人 第36条（会計監査人の設置） 現行どおり 第37条（会計監査人の選任） 現行どおり 第38条（会計監査人の任期） 現行どおり 第39条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計算 第40条（事業年度） 現行どおり 第41条（期末配当金） 現行どおり 第42条（中間配当金） 現行どおり 第43条（除斥期間） 現行どおり 附則 <u>【監査役の責任免除に関する経過措置】</u> <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第28回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第28回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項所定の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役5名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了になり退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1	すぎもと しげと 杉本 重人	1958年7月9日生 候補者の有する当社株式数 1,174,600株	再任	男性
略歴及び重要な兼職の状況				
1981年4月	(株)測機舎(現(株)トプコン)入社	2017年12月	(株)ブイ・イー・ティー取締役(現任)	
1996年4月	同社計測営業部部長	2019年6月	当社代表取締役兼社長執行役員(現任)	
1997年12月	当社代表取締役社長	2020年4月	V-Tech Shining Color Technology	
2005年6月	(株)ブイ・イメージング・テクノロジー代表取締役社長		(Kunshan) Co., Ltd. 董事長(現任)	
取締役候補者とした理由				
創業以来、代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、グループの発展を牽引し、企業価値向上に努めてきたこと、豊富な経営経験を有する経営者であり、また卓越した業界知識を持つことから、グループの発展及び更なる企業価値向上に不可欠と判断されることにより、引き続き取締役として適任と判断いたしました。				

2	かんざわ ゆきひろ 神澤 幸宏	1962年10月17日生 候補者の有する当社株式数 7,200株	再任	男性
略歴及び重要な兼職の状況				
1987年4月	住友信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))入社	2023年4月	VETON TECH LIMITED	董事長(現任)
2005年6月	当社入社	2023年6月	当社取締役兼専務執行役員管理本部長兼経営企画室長(現任)	
2010年1月	当社財務部長	2024年5月	Kunshan V Technology Co., Ltd.	董事長(現任)
2014年6月	当社執行役員財務・経理部長		V-Technology (Shanghai) Human Resource Management Co., Ltd.	董事長(現任)
2017年6月	当社取締役管理担当兼財務・経理部長	2024年10月	当社生産本部上席本部長(現任)	
2019年6月	当社取締役兼執行役員管理本部長兼社長室長			
2019年10月	V Investment China Co., Ltd.			
2020年6月	当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼社長室長兼経営企画室長			
取締役候補者とした理由				
入社以来、主に管理部門の責任者として経験・実績を重ね経営を支えてきたこと、多くのM&A案件をまとめ業績を向上させた実績などグループの発展及び更なる企業価値向上に不可欠と判断されることにより、引き続き取締役として適任と判断いたしました。				

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。全ての取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時も同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	わかばやし ひで き 若 林 秀 樹	1959年11月26日生 候補者の有する当社株式数 0株	新任	社外	独立	男性
略歴及び重要な兼職の状況						
1986年4月	(株)野村総合研究所入社	2018年4月	東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻 教授			
1997年10月	ドレスナー・クラインオート・ベンソン証券会社(現コメルツ銀行(株)) ディレクター・シニアアナリスト		東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻長			
1999年4月	(一社)半導体産業研究所 諮問委員	2020年4月	東京理科大学 総合研究院 技術経営・金融工学社会実装研究部門 部門長			
2000年4月	JPMorgan証券(株) マネージング・ディレクター 同株式調査部長 同チーフアナリスト	2021年4月	JEITA半導体部会政策提言タスクフォース座長(現任) NEDO技術委員(現任) 東京理科大学 評議員			
2001年12月	みずほ証券(株) ヘッドオブリサーチ 主席アナリスト	2023年1月	(一社)研究・イノベーション学会 副会長・理事(現任)			
2005年4月	フィノウェイブインベストメンツ(株) 社長 同ファンドマネージャー	2025年4月	熊本大学 半導体・デジタル研究教育機構 卓越教授(現任) 立命館大学大学院 経営管理研究科 客員教授(現任)			
2017年4月	東京理科大学大学院 イノベーション研究科教授					
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要						
JEITA半導体部会政策提言タスクフォース座長や、経済産業省における半導体やデジタルインフラ関連の有識者メンバーを務める等、国の半導体政策にも高い見識を有しており、日本の半導体分野においての第一人者であることから、当社グループの発展に寄与いただけると判断いたしました。また、セルサイド、バイサイド両側面のアナリスト及びファンドマネージャーとしての経験により市況動向を的確に見通せる専門性を有し、ファンドの起業経験、大学での専攻長や評議員など多様な組織のマネジメント経験による知見から、さらなる企業価値の向上のために当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことを期待しております。同氏のNEDO技術委員としての目利き力など技術的知見に基づき、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただくと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。						

2	たてやま じゅん こ 立山 純子	1980年10月29日生 候補者の有する当社株式数 0株	新任	社外	独立	女性
略歴及び重要な兼職の状況						
2005年 4月	最高裁判所司法研修所入所	2012年10月	第一中央法律事務所入所(現任)			
2006年10月	弁護士登録 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ	2024年 6月	ムラキ(株) 社外監査役(現任) 当社社外取締役(現任)			
2009年 4月	外務省国際協力局気候変動課					
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要						
弁護士として企業法務の実務に精通しており、専門的見地に基づく経営全般への提言、外務省における執務経験に基づく脱炭素経営の観点からの助言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。また、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2024年6月から当社社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。						

3	おがわ か おり 小川 加織	1982年5月11日生 候補者の有する当社株式数 0株	新任 社外 独立 女性
略歴及び重要な兼職の状況			
2007年12月	有限責任あずさ監査法人入所	2019年10月	Mazars有限責任監査法人(現Forvis Mazars Japan有限責任監査法人)
2012年2月	公認会計士登録	2022年2月	小川公認会計士事務所 代表(現任)
2013年3月	MCC PTA Asia Pacific PTE. LTD.	2022年9月	アジャイルメディア・ネットワーク(株)ガバナンス強化委員会委員(現任)
2014年4月	Marubeni ASEAN Pte. Ltd.		
2016年2月	コカ・コーラボラーターズジャパンホールディングス(株)		
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
有限責任あずさ監査法人で会計監査に従事後、海外法人及び事業会社において業務監査に従事した長年の監査経験があり、また、公認会計士事務所を開設し代表としてガバナンス強化支援のコンサルティング業務も行っております。公認会計士として豊富な経験で培われた財務及び会計に関する見識、及び監査業務に関する高い専門性を有していることから、独立した立場と客観的な視点から適切な監査・監督機能を発揮し、当社のコーポレート・ガバナンスと企業価値の向上に貢献していただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若林秀樹氏、立山純子氏、小川加織氏は、社外取締役候補者であります。当社は、立山純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、若林秀樹氏及び小川加織氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、立山純子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏が監査等委員である取締役に応任された場合、同氏との間で監査等委員である取締役として当該契約と同様の契約を改めて契約する予定です。また、若林秀樹氏及び小川加織氏の選任が承認された場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。全ての監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

取締役会では、スキル・経験・知識等を踏まえて選任した取締役が、多様な視点から審議し、迅速かつ果敢な意思決定及び実効性の高い経営監督の実現を図っています。各取締役に特に期待される分野は、次のとおりです。

(注)・全てのスキル・経験・知識等を示すものではなく、過去の役職等に基づく経験、現在の役職等を基準としています。

・本総会決議事項第2号議案～第4号議案を原案とご承認いただいた場合の取締役を記載しています。

氏名	杉本 重人	神澤 幸宏	若林 秀樹	立山 純子	小川 加織
地位	代表取締役	取締役	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員
	社内		社外		
	再任 男性	再任 男性	新任 独立 男性	新任 独立 女性	新任 独立 女性
在任年数	取締役：27年	取締役：8年	0年	取締役：1年	0年
企業経営	●	●	●		
業界知見	●		●		
グローバル	●			●	●
財務・会計		●			●
リスク管理		●	●	●	●
人材開発	●	●	●		

各スキル項目の選定趣旨は以下のとおりです。

スキル項目	選定趣旨
企業経営	持続的な企業価値向上において、中長期的な視点で企業戦略を構築し、総合的な判断を行うために、事業経営や組織運営の経験が重要と考えております。
業界知見	俯瞰的観点から経営戦略や市場戦略を立案・遂行・監督し、さらに強靱な事業基盤を構築するうえで、当社が展開する事業に関連する経験・知見が重要と考えております。
グローバル	グローバルに事業を展開している当社が事業成長を加速させていくうえで、海外での業務経験・国際情勢・経済・文化に関する知見が重要と考えております。
財務・会計	経営戦略と連動した会計・税務・財務・資本政策・IR活動による企業価値向上のために、財務・会計・M&Aの経営判断・監督をするための経験・知見が重要と考えております。
リスク管理	複雑化、多様化するリスクについて、事業活動の基盤として適切かつ効率的な業務遂行のため、法務・コンプライアンス・リスク管理に関する経験・知見が重要と考えております。
人材開発	イノベーションの源泉である人的資本を維持・強化し、組織文化向上への持続的な取り組みのため、人的資本経営に関する経験・知見が重要と考えております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬額について、2017年6月8日開催の第20回定時株主総会において、年額5億円（うち社外取締役分年額4千万円）以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、現在の取締役報酬を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額3億5千万円（うち社外取締役分年額2千万円）以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その額を年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、本議案に係る監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由

当社は、2020年6月25日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）についてご承認いただき、導入しております。

今般、本制度が対象としておりました5事業年度（2021年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで）が終了し、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、2025年3月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたり、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬枠として改めて設定する等、本制度を一部改定させていただきたいと存じます。

この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠とします。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度の対象となる取締役の員数

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、2名となります。

3. 本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の改定内容

当社は、2025年9月末日に満了を迎える信託期間を2030年9月末日まで延長（以下「本延長」という。）とし、本制度を継続いたします。本制度の継続にあたり、本総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定します。

<本制度の主な改定事項>

項目	改定前	改定後
① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2021年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで	2026年3月末日に終了する事業年度から2030年3月末日に終了する事業年度まで

(2) 改定後の本制度の内容

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です（詳細は下記（3）以降のとおり。）。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2026年3月末日に終了する事業年度から2030年3月末日に終了する事業年度まで
③ 当社が拠出する信託金の上限額	合計金300百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ 対象者に付与されるポイント数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(3) 当社が拠出する金銭の上限

本制度の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本制度を設定します。本制度は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本制度に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決議により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本制度の信託期間を延長し（当社が設定する本制度と同一の目的の信託に本制度の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含み、以下も同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本制度に追加拠出し、下記（4）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本制度の信託期間を延長することがあります。

(4) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時にいて、所定の受益者確定手續を行うことにより、本制度から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本制度において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本制度内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本制度内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 議決権行使

本制度内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本制度内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

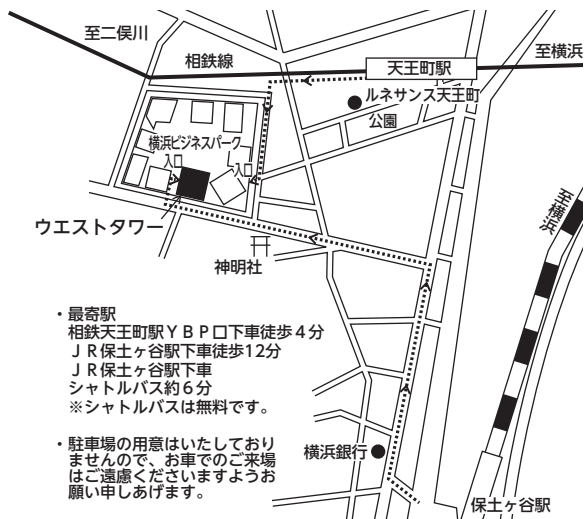
(6) 配当の取扱い

本制度内の当社株式に係る配当は、本制度が受領し、当社株式の取得代金や本制度に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

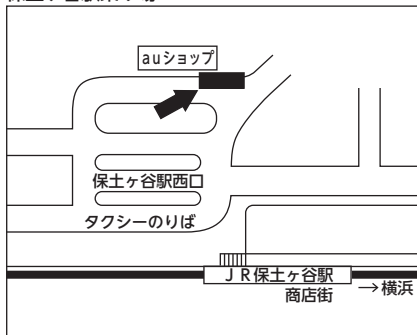
株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
横浜ビジネスパーク ウェストタワー 7階 大会議室

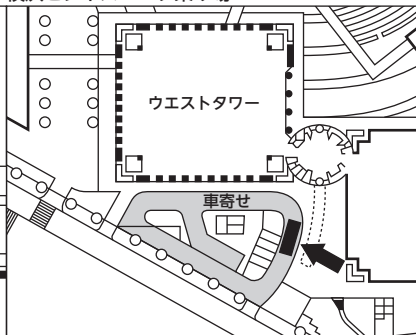


- ・最寄駅
相鉄天王町駅 Y B P 口下車徒歩4分
J R 保土ヶ谷駅下車徒歩12分
J R 保土ヶ谷駅下車
シャトルバス約6分
※シャトルバスは無料です。
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(シャトルバスのご案内)
保土ヶ谷駅乗り場



横浜ビジネスパーク乗り場



保土ヶ谷駅西口発車の時刻表
(シャトルバス)
< 9 時 >
00, 12, 24, 36, 48

※ なお、シャトルバス乗り場には案内板がございませんのでご注意ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。